

平成30年度 第3回ナイスレディ講座開催

7月8日、山形県村山市の^{たておか}楯岡焼窯元において陶芸教室を開催し、12人が参加しました。講師は、楯岡焼窯元 陶芸家 藤橋宣武 先生で『サクランボの木の枝灰などの釉薬を使用しての作品作り』と

いう内容でご指導いただきました。参加者の皆さんから感想をいただきましたので、ご紹介させていただきます。

- 山形産の粘土を使用した楯岡焼陶芸体験に参加しました。初めての陶芸体験でした。出来上がりが楽しみです。
- 山形まで移動研修に連れて行っていただき、楽しく過ごすことが出来ました。陶芸教室では大きい皿を作り、出来上がりがとても楽しみです。東沢バラ公園も視察し、園内まだ半分くらいのバラが咲き誇っていてとてもきれいでした。
- 雨の天候かなー？と思ったら、バラ公園を視察する頃は晴れて、汗を流しながら、案内係りの方に説明を受けながらバラ公園を見れたことは、ラッキーでした。「寿老の滝もありますよ」と案内されて、バラ公園内にある史跡、名所も併せて見学でき、違った楽しみができました。また、陶芸教室では先生に教えていただきながら、皿を作りましたが、作品作りには性格が出るもので、几帳面な方、得意な方、それぞれのようでした。今から届くのが楽しみです。
- 台風の中、雨が気になるころでしたが、お天気にも恵まれ、楽しい一日でした。楯岡焼陶芸教室では、なかなか理想とするものとは違いますが、それなりに焼き上がりが楽しみです。東沢バラ公園では、バラのコーヒーをいただき、香高い初めての飲み物に感激しました。
- 雨が心配でしたが、楯岡焼窯元に着く頃には、天気も回復し、いざ陶芸モードに。初めての「土」の体験でしたが、藤橋先生のご指導のもと、なんとか皿っぽいものを作ってきました。仕上がって届くのが楽しみです。
- 山形県の楯岡焼を藤橋先生に教えて頂き、楽しく作業が出来、作品の出来上がりが楽しみです。教室生の皆さんと小旅行気分、とても楽しかったです。
- 待ちに待った陶芸が出来て、とても良かったと思いました。天気も良く、皆さんと楽しく旅行気分のおまけが付いて、遠くまで来たかきがありました。作品は考えていた物とはちょっと違ったかもしれませんが、上手に出来たと思います。他の教室生の作品仕上がりも早く見たいと思います。
- 今回の陶芸教室では、花器を作ろうと事前に思いました。花器の型を作りましたが、思った様に形ができなかったです。でも焼き上がった作品を楽しみに待っていたと思います。
- 山形県への移動研修は、朝7時の出発。眠気まなこでバスに乗り込みました。途中の高速道路走行中は、何も見えませんでした。楯岡焼窯元に到着。おもしろい藤橋先生のお話で、作品作りに入り、形作りまでして、後は先生にお任せしました。作品の仕上がりが楽しみです。天候も良くなり、東沢バラ公園を散策し、『バラのソフトクリーム』をいただき、お土産購入して帰途につきました。
- 今回の陶芸教室とても楽しみにしていました。作品はどんな物を作るか前もって考えてきて下さいと言われ、何となく考えていきましたが、思うようにはいかず、その人その人の性格が出て、皆さん思うように出来上がった人もいますし、思うように出来なかった人もいたようでした。出来上がりが楽しみです。お天気にも恵まれ大変良かったです。
- 陶芸は考えていった様には作れなかったですが、土をこねて作る事は楽しかったです。東沢バラ公園では、園内奥まで見学し、滝などまで見ることができ良かったです。
- 楯岡焼陶芸教室では、藤橋先生が優しく教えて下さったので自分なりに満足いく器が出来たと思います。仕上がってくるのが楽しみです。



「帰還高齢者等生活支援拠点づくり業務」支援スタッフ募集のお知らせ

- 業務内容
 - ①介護施設での介護業務
 - ②被災高齢者の生活および住民間の交流サロンなどの支援
- 応募資格
 - 経験・年齢不問
 - ※介護資格の取得を希望する方は無料で取得可能です
- 申込方法
 - 電話にてお申し込み後、事業説明会にご参加ください
- 労働条件
 - パート・正社員、休日の希望など、相談可
- 事業説明会
 - 会場 特別養護老人ホーム花ぶさ苑
 - 日程 8月24日(金) 午後1時から午後4時
- 問 福島県委託事業者 株式会社ビジネスネット
 - ☎0120-979-848

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施について

- 法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、8月29日から9月4日までの7日間、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、いじめや嫌がらせ、虐待、体罰など子どもの抱える人権問題について、電話相談を実施します。相談は、人権擁護委員および法務局職員が応じます。秘密は守られます。お気軽にご相談ください。
- なお、強化週間の期間以外の日(土・日・祝日を除く。)においても、午前8時30分から午後5時15分まで、相談に応じていますので、ご利用ください。
- 期 間
 - 平成30年8月29日(水)から同年9月4日(火)までの7日間
 - 時 間
 - 午前8時30分から午後7時まで
 - ただし、9月1日(土)・9月2日(日)は午前10時から午後5時まで
 - 電話番号 0120-007-110(フリーダイヤル)
 - 問 福島地方方法務局 人権擁護課
 - ☎024-534-1994

平成30年度 個人事業税の課税のお知らせ

- 個人事業税は、県内に事務所、事業所を設け、物品販売業や不動産貸付業など、法律で定められている事業を行う個人の方に納めていただく県の税金です。
- 平成30年分の所得について課税となる方には、平成30年度個人事業税の納税通知書を8月10日(金)に発付しますので、納期限の8月31日(金)までに納付をお願いします。(課税額が1万円以上の場合、8月と11月の2回に分けて納付となります)なお、所得税の確定申告時期などによって、納税通知書の発付時期が遅れることがあります。
- 問 福島県相双地方振興局県税課課税課
 - 課税第一チーム ☎0244-26-1126